

参考資料 2 (1) 人の健康の保護に関する環境基準
環境基準項目及び基準値

項 目 名	基準値	備 考
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/ℓ以下	
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	
砒素	0.01 mg/ℓ以下	2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	
セレン	0.01 mg/ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	
ほう素	1 mg/ℓ以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	
		平成21年11月追加

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (1/8)

河川（湖沼を除く。）：生物化学的酸素要求量（BOD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/ℓ 以上	—

※赤枠は全国水質現況取りまとめにおいて対象とする項目

備 考 1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%
水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の
0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場
合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ず
る。）。)

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水 道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水 道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1 級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級
及び水産 3 級の水産生物用
- 水 産 2 級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3
級の水産生物用
- 水 産 3 級： コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級： 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を
生じない限度

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (2/8)

河川（湖沼を除く。）：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (3/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/ 100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	—

※赤枠は全国水質現況取りまとめにおいて対象とする項目

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用
水産 3級： コイ、フナ等富栄養化型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (4/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級（特殊なもの）及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種及び Vの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 水 産 2種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 水 産 3種： コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (5/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (6/8)
海域：化学的酸素要求量 (COD)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n—ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水道1級、水浴、自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級、工業用水及びC の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

※赤枠は全国水質現況取りまとめにおいて対象とする項目

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 産 1級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及
び水産2級の水産生物用
- 水 産 2級： ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）
において不快感を生じない限度

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (7/8)

海域：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く）	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2 種および3種を除く。）	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種 を除く。）	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域に
ついて行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 産 1 種： 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ
安定して漁獲される
水 産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多
獲される
水 産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料 2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (8/8)

海域：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下

参考資料 2 (3) 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

項 目 名	指 針 値	備 考
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	
フェニトロチオン (ME P)	0.003 mg/ℓ以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	
クロタロニル (T P N)	0.05 mg/ℓ以下	
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	
E P N	0.006 mg/ℓ以下	
ジクロロボス (DD V P)	0.008 mg/ℓ以下	
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/ℓ以下	
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/ℓ以下	
クロルニトロフェン (C N P)	—	
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	
トルエン	0.6 mg/ℓ以下	
キシレン	0.4 mg/ℓ以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下	
ニッケル	—	
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下	
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下	平成16年3月追加
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下	
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下	〃
ウラン	0.002 mg/ℓ以下	〃
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	0.00005mg/ℓ以下※	〃
及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		令和2年5月追加

※PFOS及びPFOAの合計値とする。

参考資料 2 (4) 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.006mg/ℓ 以下
		生物 B	3mg/ℓ 以下
		生物特 B	3mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.8mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.8mg/ℓ 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下
		生物 B	0.08mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.01mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	2mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.2mg/ℓ 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/ℓ 以下
		生物特 A	1mg/ℓ 以下
		生物 B	1mg/ℓ 以下
		生物特 B	1mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.3mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.03mg/ℓ 以下
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0007mg/ℓ 以下
		生物 B	0.004mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.003mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.0009mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0004mg/ℓ 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物 B	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.1mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.1mg/ℓ 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.003mg/ℓ 以下
		生物 B	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下

参考資料 2 (5) ダイオキシン類の環境基準値

地点	環境基準値
水質	1.0pg-TEQ/ℓ
底質	150pg-TEQ/g